

令和7年12月19日 議員全員協議会記録

1. 招 集 年 月 日 令和7年12月19日

1. 招 集 の 場 所 議員協議会室

1. 開 会 令和7年12月19日
午後0時59分

1. 閉 会 令和7年12月19日
午後1時43分

1. 出 席 議 員

1 番 まつもと みき
2 番 大 森 揚 子
3 番 山 下 昌 和
4 番 宇都宮 久見子
5 番 信 宮 徹 也
6 番 宇都宮 俊 文
7 番 加 藤 美 香
8 番 中 村 一 雅
9 番 河 野 清 一
10 番 山 本 英 明
11 番 竹 崎 幸 仁
12 番 小 玉 忠 重
13 番 源 正 樹
14 番 井 関 陽 一
15 番 二 宮 一 朗
16 番 兵 頭 学
17 番 森 川 一 義
18 番 酒 井 宇之吉

1. 欠 席 議 員

な し

1. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 管 家 一 夫
副 市 長 酒 井 信 也
総 務 部 長 山 住 哲 司
福祉事務所長 長 野 静 香
総 務 課 長 山 崎 徳 博
財 政 課 長 沖 野 貴 洋
まちづくり推進課長 安 田 司
子育て支援課長 末 盛 桂 子
健康づくり推進課長 清 家 昌 弘
長寿介護課長 兵 頭 俊 也
総務課課長補佐 岡 本 夕 佳
財 政 課 長 補 佐 三 瀬 一 也
経済振興課長補佐 井 上 裕 基
総 務 課 係 長 山 下 元 紀
農業水産課係長 中 岡 優 作

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 池 田 いずみ

事 務 局 次 長 瀧 川 健 二

庶 係 主 任 中 廣 良 樹

1. 協 議 案 件

1 行政案件

① 議案第180号～議案第184号 令和7年度
人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告へ
の対応について

② 議案第185号他 令和7年度西予市一般
会計補正予算（第5号）のほか他会計補
正予算について

③ 国の総合経済対策について

④ その他

2 議会案件

(省略)

1. 協 議 の 経 過 別紙のとおり

開会 午後0時59分

○兵頭副議長

開会を告げるとともに議長に挨拶を促す。

○宇都宮俊文議長

宇都宮俊文議長が挨拶を行う。

○兵頭副議長

管家市長に挨拶を促す。

○管家市長

管家市長が挨拶を行う。

○兵頭副議長

これよりの進行を議長に委ねる。

【行政案件】

○宇都宮俊文議長

それでは協議案件に入ります。

令和7年度人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告の対応について、山崎総務課長からの説明を求めます。

○山崎総務課長

本日の議会最終日に上程いたします令和7年度人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に基づく関係条例の改正及び給与改定に伴う補正予算の概要について説明いたします。

今回の上程内容につきましては、国の人事院勧告に基づきまして12月16日に請求要望が参議院本会議で可決され愛媛県でも12月に改正を行うことから、これを踏まえて市の関係条例の一部改正及び補正予算を計上し追加上程させていただくものであります。

それでは、資料に沿って説明いたしますので、資料1ページを御覧ください。

国の人事院におきましては、毎年度、国家公務員と民間企業の4月の給与を調査した上で、それぞれの給与を比較し、得られた較差を調整することを目的に8月に勧告が行われております。令和7年度の調査結果につきましては、月例給で民間企業と1万5014円、3.62%の較差が生じております。初任給においては、民間企業における初任給の動向や公務員の人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、高卒者で1万2300円、大卒者で1万2000円の大幅な引上げ、そして加えて若年層に重点を置きつつ、全ての職員に改善が及ぶように給料表の改定を行い、4月に遡って適用することとしております。

次に、期末勤勉手当いわゆるボーナスについても民間企業のボーナスとの均衡を図るため支給月数を0.05月分引上げて4.65月に改定し、引上げ分は0.025月分ずつ期末手当及び勤勉手当に均等に配分する内容となっております。また、通勤手当につきましては、民間の支給状況等を踏まえ支給限度額の引上げや遠距離通勤に対応した距離区分の新設などを行うこととされております。

2ページを御覧ください。

愛媛県人事委員会におきましても、人事院に準じた方法により県職員と県内民間企業の給与の比較を行い、毎年10月に県職員の給与に関する勧告が行われております。令和7年度の調査では、1万1010円、3.07%の較差が生じていることから、こちらも4月に遡って人事院勧告の内容である初任給の大幅な引上げや若年層に重点を置いた全職員を対象とした引上げを基本とした給料表に改定する内容となっております。なお、特別職のボーナスにつきましても、国と同様に期末手当及び勤勉手当を0.05月分引き上げる内容となっております。

資料3ページを御覧ください。

国及び愛媛県ともそれぞれ勧告内容を実施する予定の中で、西予市におきましては、従来から愛媛県の基準に準拠する方針をとっております。まず、正職員の月例給につきましては、関係条例に規定する行政職給料表、医療職給料表1から3までを県に準じた給料表に改正し、令和7年4月に遡って適用いたします。加えて賞与につきましても、12月期の期末及び勤勉手当においてそれぞれ0.025月分の引上げを実施し、それぞれの差額につきましても、年末に支給する予定としております。

次に、市長、副市長、教育長の特別職及び市議会議員につきましても、国及び県の改定内容に準じ期末手当の支給割合を年間で0.05月分引上げ3.50月に改定いたします。

次に、会計年度任用職員につきましては、先ほども申したように西予市におきましては、愛媛県準拠の方針をとっていることから、県の取扱いに準じ給料については、4月に遡って改正後の給料表を適用することとし、期末手当及び勤勉手当についても、常勤職員に準ずることとしておりますので、それぞれ0.05月分引上げ4.65月に改定いたします。

4 ページのほうを御覧ください。

通勤手当につきまして、自動車等を使用して通勤する職員の負担軽減を図るため、使用距離が片道 20 キロ以上の区分の手当月額を引上げ、令和 7 年 4 月 1 日に遡って適用させるものであります。また、通勤手当上限額の引上げに伴い、現行の距離区分を見直すこととしており、使用距離が 60 キロ以上の区分を細分化し、新たに 100 キロまでの距離区分を創設いたします。こちらの区分新設につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

資料 5 ページを御覧ください。

今回の勧告に伴い一部改正を伴う条例につきましては、資料に記載の 5 条例となります。

また、今回の補正予算で計上している職員給与等の人件費につきましては、各会計の人勧改正後の見込額や各種手当等の支払い実績に基づく不足額を精査し、現在の執行状況を踏まえ、必要とする増額分のみを計上することとしております。

今回計上する各会計別の補正予算は、資料に記載のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

○宇都宮俊文議長

説明は終わりました。

何か御質問等ございませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮俊文議長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後 1 時 8 分）

○宇都宮俊文議長

再開を告げる。（再開 午後 1 時 9 分）

次に、「令和 7 年度西予市一般会計補正予算（第 5 号）」のほか他会計補正予算について、沖野財政課長の説明を求めます。

○沖野財政課長

私のほうから「西予市一般会計補正予算（第 5 号）」のほか特別会計及び公営企業会計の補正予算について御説明いたします。

資料のほうは 2 ページを御覧ください。

一般会計の補正予算でございますが、主には人事院勧告に伴う給与の増額改定及び各種手当等の支給実績に基づく人件費の調整でございます。人事院勧告では、全会計分で約 2 億 1000 万円の影響がございましたが、一部で現予算内での調整を行っております。一般会計の補正額としましては、1 億 5461 万 6000 円の増額となります。また、宇

和高等学校陸上競技部の全国高等学校駅伝競走大会への出場を支援する経費として 50 万円を計上いたしました。そのほか、令和 7 年 8 月の豪雨により被災した農業用施設 1 件の災害復旧に関し、国の災害査定の結果を踏まえ、工事請負費等を 4078 万 6000 円計上し、国庫負担金、地方債等を財源といたしております。

これによりまして、一般会計の歳入歳出予算総額を、1 億 9590 万 2000 円増額し、312 億 103 万 4000 円とするものであります。財源不足額としては、一般財源欄の 1 億 5545 万 7000 円につきましては、財政調整基金から繰り入れることとし、収支の均衡を図っております。また、資料の特別会計 3 会計及び公営企業会計 4 会計につきましては、主には人事院勧告に伴う給与の増額改定等による補正となります。人件費関連の詳細につきましては、先ほど総務課において説明されておりますので、省略させていただきます。

私からの説明は以上でございます。事業の詳細等の御質問については、同席しております事業担当課にて対応させていただきます。よろしく願いいたします。

○宇都宮俊文議長

説明は終わりました。

何か御質問等ございませんか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮俊文議長

続きまして国の総合経済対策について、沖野財政課長の説明を求めます。

○沖野財政課長

それでは国の総合経済対策について御説明いたします。資料は先ほどと同じ資料となります。

資料 3 ページをお開き願います。

令和 7 年 11 月に閣議決定された国の総合経済対策に伴う補正予算が、12 月 16 日に国会で成立しました。本日は、この補正予算に関連する物価高対応子育て応援手当と重点支援地方交付金について御説明いたします。

まず、子育て応援手当は、物価高騰の影響を強く受ける子育て世帯を支援し、子どもの健やかな成長を応援するための一時金を支給するものでございます。対象は、令和 7 年 9 月分の児童手当受給児童及び令和 7 年 10 月から令和 8 年 3 月末までに出生した児童で、支給額は 1 人 2 万円、約 4,000 人を見込み総額 8000 万円、事務費を含め国

庫負担で8209万5000円となります。支給はプッシュ型で2月上旬を目指しますが、システム改修等の予算措置が必要なため、年内の専決予算での対応を考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、資料の4ページをお開き願います。

重点支援地方交付金について御説明いたします。

この交付金は、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じた支援を柔軟に実施できるよう推奨事業メニューを設けております。西予市への交付限度額は、先日、国から通知がございまして、約5億6000万円となりました。過去には、低所得者支援枠などが含まれていましたが、今回はそれらを除いた自由度の高い推奨事業分として、過去最大規模の交付でございます。推奨メニューの事例は、資料5ページに掲載しておりますので、御参照ください。

続いて、商品券事業2本について御説明いたします。

資料は6ページをお開きください。

重点交付金を活用した市の経済対策については、まず商品券事業2本を軸に、市民、事業者への幅広い支援を進めたいと考えております。そのためには、事前の委託契約や広報準備が必要となることから、年内の専決予算により、早期の支援開始を目指しております。商品券以外の事業は、現在、各課で企画を取りまとめ中であり、詳細を調整の上、1月臨時会での上程を検討しております。

商品券事業（第4弾）として、市内全世帯に1万2000円分の商品券を配布し、生活者、事業者の下支えを行います。内訳は、共通券6,000円、地域応援券6,000円で2月中に全戸へ郵送し、3月からの使用開始を予定しております。商工会と委託契約を結び事業者調整や換金業務を担っていただきます。加えまして、希望する地域づくり組織があれば、封入、仕分や配布業務を委託し、地域に資金が循環する仕組みをモデル的に検討いたします。事業費は、商品券分で2億1000万円、管理費を含め総額2億4325万8000円で、財源は重点交付金を9割程度充当いたします。なお、管理費につきましては、郵送方法と予算編成及び執行の段階で経費削減策を検討して進めてまいりますので、現時点の見込みの金額を確保させていただいております。

次に7ページをお開き願います。

商品券事業（第5弾）は、プレミアム率25%の商品券を販売するものでございます。5,000円分の商品券を4,000円で販売し、第4弾終了後、速やかに実施できるよう検討中でございます。販売上限は、市外資本600冊、市内資本200冊で、商工会に一体的に業務を委託します。事務費は、プレミアム分8100万円、管理費2676万7000円、総額1億776万7000円で、財源は重点交付金を約8割充当いたします。

以上、2本の商品券事業につきまして、年内専決予算での対応をお願い申し上げます。

なお、今回の国の補正予算により、普通交付税が臨時的に追加配分されます。令和3年度以来の大規模措置で、西予市には約3億円が追加される見込みでございます。目的は各自治体の経済対策の財源確保を中心に、人事院勧告による給与改定費、減債基金への積立てなどが名目立てられております。正式通知後、1月臨時会で上程を予定しております。令和3年度にも同様に大規模な追加配分がございまして、その際は、単年度収支が黒字、経常収支比率も一時的に改善いたしました。今回もあくまで一時的な措置ですが、これを足がかりに財政再建に引き続き取り組んでまいります。

私からの説明は以上でございます。事業の詳細等の御質問については、事業担当課長にて対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

○宇都宮俊文議長

説明は終わりました。

何か御質問ありませんか。

○信宮議員

せいのGOTO買い物キャンペーンの第4弾についてですけれども、1世帯を1つとして1万2000円分を1万7500世帯配るということだったんですけれども、1人世帯もいらっしゃるし、多子家族でしたらお父さん、お母さん例えば子どもさん3人、それで1万2000円ということなので、配布するのであれば、全市民を対象に1人当たり配るのが本当ではないかと思います。松山市でも全住民を対象に配布をするようですし、その辺どうしてこうなったのか伺いたいと思います。

○沖野財政課長

今ほどの御質問でございますが、1世帯1万2000円となった理由でございますが、今回1万2000円掛ける1万7500世帯ということで、世帯ごとの配布を第4弾につきましては、考えている

ところでございます。御意見のとおり世帯員の数が多いところと少ないところで差が出るということでございます。まず1点は、この交付金 5 億 6000 万円来ておりますが、この商品券事業のほかにも、様々な事業を企画しているところであります。まずはその総額との絡みがございます。あと1点は、今回第4弾、第5弾ということで、引き続きの商品券事業考えているところでございます。この第5弾につきましては、1人当たりプレミアム商品券については、お1人2冊までの購入となっております。世帯人数の多い御家庭のほうがより多くの商品券を買い求めているだけということになっております。この2本の連続した取組を考えまして、第4弾については1世帯当たり 1 万 2000 円ということにしたところでございます。

○信宮議員

ちょっと全然納得が出来ませんけれども、第4弾、第5弾とあわせまして、第5弾のほうですけども、これはプレミアム率が 25%ということで、これについても余裕がある人は買えますけれども、余裕がない人はそれさえ買えないという状況なので、まずは先ほども言いましたように、基本1住民当たりということで考え直していただきたいんですけどどうでしょう。

○沖野財政課長

先ほどの回答の補足として、三瀬補佐から回答いたします。

○三瀬財政課長補佐

これまでの経済対策、2、3年続いてまいりましたが、毎回そのたびに住民税非課税世帯への給付というのが大体セットでございまして、大体1世帯3万円とか7万円とか出てきた事情がございまして、今回その給付がちょっとないということがございまして、できるだけ全世帯に支援をお届けしたいということで、世帯という選択をさせていただきましてことと、あわせまして子どもさんに2万円の給付が個別にございますので、多子世帯については、そういった対応でいかがでしょうかということで企画のほうを検討させていただいた次第でございます。

○中村議員

新聞報道で西予市はおこめ券はやらないと、各自治体の判断に任せるという国の方針に従ってということが載ってたと思います。今回のおこめ券

をやらないということと、これについての関連とか影響というのはあるんでしょうか。やらないから余った財源をこちに充当しているとか、そういう考えなのでしょうかと聞いています。

○沖野財政課長

報道等でおこめ券の配布が言われるところでございますが、今回国の予算でついているこの交付金関係のうち 4000 億円がそちらにあって特別枠ということで充てられております。そのメニューとしましては、いわゆるおこめ券をはじめプレミアム商品券等ということで広く行き渡るものということで示されておりますので、おこめ券の変わりといいますか、西予市ではこの商品券事業を展開したいという考えでございます。

○管家市長

先ほど担当のほう申しましたように、今、各課でいろんなお買物キャンペーン以外のものについて取りまとめをしております。せっかくの機会ですから、日頃思われとる中でこういう対策をしてほしいとか、そういう声を聞いておるという御意見があれば教えていただきたいなと思うんですが、お願いをいたします。

○宇都宮俊文議長

何か提案等、御意見ありましたら、この場でお願いします。

○酒井議員

急な国の施策でございますので、各市民にこんな話を一つ一つ聞いたり、アンケートをとったり、いろんな御意見を聞くわけにもいきませんし、そして所得階層別にはそれぞれの方法論がまた要望が違ってきますので、全ての人に満足がいく形の方法論はないような気が私はしております。その辺りで議会と理事者とが、しっかりとタッグを組んで議会のほうも立案権があるわけでございますので、議会のほうも産建委員会にキャッチボールしながら、協議会でも開きながら報告しながらやっていただきたいなと思います。それはやはり住民全部がみんなが先ほど言いましたように納得いける状態、100 人が 100 人全部納得いく方法ではなかなか難しいと思いますので、平等とか公平性とかいろいろ言いますが、個人個人の意識によって違ってきますので、その辺りはしっかりと認識をした形の中で時間があれば、いろんな方法論また考えられますけれども、もう早急にやらなきゃいけないような事案でございますので、その辺

りはスピーディーにやっていただきたいとかように思います。

○源議員

いきなりというのもあるので、例えば日付を決めて、今日 19 日だと思います。なかなか日はないと思うんで、例えば来週の火曜、水曜とか締切りにして意見がある方事務局に申し出るというのは、いかがでしょうか。今日時間も限られておりますし、日程的に大丈夫ですか。

○管家市長

全てそのとおりになるとは限らんという前提でありますけれども、御用納めまでにそういうものがありましたら、財政課のほうへ御提案いただいたらと思います。お願いいたします。

○二宮議員

非課税世帯の施策がたくさんあってということで、そのちょっと上の人らがいないというのが、今までのずっと市民の皆さんからの声やったと思うんですけど、例えば上限をここから上はなしとかいうのができるのかなと、それがあつたらもうちょっと必要な世帯に増やせれると、なかなか間いいうのは難しいかもしれませんが、必要がない人はおらんかもしれんけど、中でも富裕層の人に配らんでいい世帯のカットができるような何かがあるのかなと。あればそういうふうにしていただけたらありがたいと思います。

○管家市長

今の風潮かどうか分かりませんが、昔は非課税世帯とかそういうことは言われましたけれども、やはり裕福の方も納税されているというところでの主張もあるんで、なかなかそこを規制するという考えは今ないんですが、検討はしてみますがちょっと難しいかなと思います。

○二宮議員

特別な、要するに経済対策ということでやっぱり困っとる人のための対策というのが基本なので、それと今回中間層までとにかく支援をというのが、国会の中でもそういう議論やったと思いますんで、できるかできんか分かりませんが、ちょっと 1 回検討してみてください。

○酒井議員

スピーディーにやるっていう問題があるんですけども、これは商工会とのいろんな話合いがあると思います。商工会と話し合いをするのはもう何回もこのプレミアム商品券は、事務的にはスピー

ディーにできるんじゃないかという安心感が私にあります。もうこれからも、何年も前からずっとこの件については、商工会がやっておりますんで、その点につきましては、キャッチボールがしやすいのかなとこういうふうを考えております。

○山下議員

配布方法ですね。地域づくり組織、西予市の特徴である 27 地域に 1435 万円という数字が出てますけど、これは強く地域づくり組織にという流れの方向をとっていただければ、また変わってくるのかなと思ってます。

○沖野財政課長

今ほどの地域づくり組織にということでございます。今担当課でありますまちづくり推進課とそちらのほうできるかどうかと各団体事情があると思いますので、そちらのほうの調査を依頼しているところでございます。

○宇都宮俊文議長

時間の関係でございます。先ほど言われた期日までもう議会の中で取りまとめ出来ませんので、個人的にあれば提案していただいたらと思いますので、よろしくお願いします。

それでは行政からのその他の案件になります。長野福祉事務所長から説明願います。

○長野福祉事務所長

議案第 157 号「西予市在宅寝たきり老人等介護手当支給条例を廃止する条例制定について」その撤回を行うことについて御説明を申し上げます。

議案書 108 ページを御覧いただいたらと思います。

本議案は、介護の負担が大きい高齢者等を在宅で介護している介護者に対して、支給する介護手当の支給条例について、財政危機脱却プラン 2025 の基本方針に持続可能な行政運営に向けた財政改革の中で、給付事業の見直しを行うこととして公表させていただき、限られた財源を最も効果的かつ公平に配分し、持続的な福祉制度を維持するため廃止を提案したところでございます。その廃止に当たっては、廃止条例の附則にこの条例の施行の日前に廃止前の西予市在宅寝たきり老人等介護手当支給条例第 4 条の受給資格の認定を受けた者の介護手当の支給については、なお従前の例によるとの経過措置を置くこととしておりました。この手当は、年 3 回、8 月、12 月、4 月に支給しており、令和 7 年 12 月分から令和 8 年 3

月分を令和8年4月に支払うこととなるため、本条例が廃止となる令和8年4月1日以降の支給根拠として、経過措置をおくこととしたものです。

しかしながら、本議案が厚生常任委員会に付託され、審議いただいた際に、委員から本会議での質疑に対する答弁、二宮議員からの質疑に対する私の答弁と条例の解釈に差異があるとの御指摘があり、この経過措置を改めて精査したところ、その経過的な支給に当たっての具体的な支給期限に関する規定が欠けており、本市が策定した財政危機脱却プラン 2025 の内容との齟齬が生じる可能性があることが判明いたしました。委員会での審議では本条例については、十分な精査が出来ていないため再度精査が必要であるとの討論がなされ、否決されたものであります。経過措置の運用において、本条例を提案した意図するところと異なった誤った解釈による運用がなされる可能性が生じたため、本議案につきましては、撤回させていただくこととしたものであります。

議案提出に当たり十分な精査が出来ていなかったこと、また、こういった事態になったことを、深く反省しおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

○宇都宮俊文議長

説明は終わりました。

質問はもうよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○宇都宮俊文議長

それでは今説明のありました件につきましては、この後本会議で日程として議案の撤回についてお諮りいたします。よろしくお願ひいたします。

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時36分）

【議会案件】

（省略）

○兵頭副議長

閉会を告げる。

閉会：午後1時43分

【署名】議長： 宇都宮 俊文